

平成 29 年 10 月 6 日

各 位

東京都港区六本木六丁目 8 番 10 号  
 会社名 株式会社モブキャスト  
 代表者名 代表取締役社長 藪 考樹  
 (コード番号：3664 東証マザーズ)  
 問合せ先 取締役 CFO 管理本部長 佐武 利治  
 (TEL.03 - 5414 - 6830)

**第三者割当による行使価額修正条項付第 27 回新株予約権及び  
 行使価額修正条項付第 28 回新株予約権（行使条件付）の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、平成 29 年 9 月 20 日付の取締役会において決議いたしました、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当による行使価額修正条項付第 27 回新株予約権及び行使価額修正条項付第 28 回新株予約権（行使条件付）（以下個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関しまして、平成 29 年 10 月 6 日に発行価額の総額（12,480,000 円）の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、平成 29 年 9 月 20 日付で公表しております「第三者割当による行使価額修正条項付第 27 回新株予約権及び行使価額修正条項付第 28 回新株予約権（行使条件付）の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

募集の概要

|                         |   |
|-------------------------|---|
| (1) 割 当 日               | 平成 29 年 10 月 6 日  |
| (2) 発行新株予約権数            | 24,000 個<br>第 27 回新株予約権 12,000 個<br>第 28 回新株予約権 12,000 個  |
| (3) 発 行 価 額             | 第 27 回新株予約権 1 個当たり 679 円<br>第 28 回新株予約権 1 個当たり 361 円<br>(本新株予約権の払込総額 12,480,000 円)  |
| (4) 当該発行による<br>潜在株式数    | 潜在株式数：計 2,400,000 株（本新株予約権 1 個当たり 100 株）<br>第 27 回新株予約権 1,200,000 株<br>第 28 回新株予約権 1,200,000 株<br>下限行使価額（下記（6）を参照。）においても、潜在株式数は計 2,400,000 株です。 |
| (5) 資金調達額               | 1,977,480,000 円（差引手取概算額）（注）   |
| (6) 行使価額及び<br>行使価額の修正条件 | 当初行使価額<br>第 27 回新株予約権 825 円<br>第 28 回新株予約権 825 円<br>上限行使価額はありません。   |

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
|                                     | <p>下限行使価額は、第 27 回新株予約権 495 円、第 28 回新株予約権 660 円(それぞれの本新株予約権に係る各発行要項第 13 項による調整を受けます。以下「下限行使価額」といいます。)</p> <p>行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」といいます。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日)をいいます。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り上げる。以下「修正後行使価額」といいます。)に修正されます。ただし、修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。</p>   |
| <p>(7) 募集又は割当方法<br/>( 割 当 先 )</p>   | <p>第三者割当の方法により、大和証券株式会社(以下「割当先」といいます。)に全ての本新株予約権を割り当てます。</p>  |
| <p>(8) 譲渡制限及び行使数量<br/>制 限 の 内 容</p> | <p>本新株予約権に関して、当社は、割当先との間で、本新株予約権に係る買取契約において、下記の内容について合意しております。</p> <p>① 新株予約権の行使制限措置</p> <p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を割当先に行わせません。</p> <p>また、割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行うことを合意します。割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。</p> <p>② 新株予約権の譲渡制限</p> <p>割当先は、当社の取締役会の承認がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。ただし、割当先は、当社の普通株式(本新株予約権の権利行使により取得したものを含みます。)を第三者に譲渡することは妨げられ</p> |

|                     |  |
|---------------------|--|
|                     | ません。   |
| (9) 本新株予約権の<br>行使期間 | 平成29年10月10日から平成31年10月9日（ただし、それぞれの本新株予約権に係る各発行要項第16項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とします。 |
| (10) その他            | 当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、本新株予約権の行使及び行使条件等について規定した覚書を締結しております。  |

(注) 資金調達額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

以上